



電波利用料制度に関する専門調査会 公開ヒアリング説明資料

平成22年 5月 17日
東日本電信電話株式会社

1. 電波利用料の使途及び予算規模について

- ◆国民への安心・安全な通信・放送の維持向上などのため、電波利用共益費を受益者が分担し、使途が特定されている現行の考え方に賛成いたします。
- ◆今年度の歳入が712億円に対し、歳出が622億円となっていることから、歳入全てが電波利用料共益業務への歳出に充てられることが望ましいと考えます。
- ◆非逼迫地域や病院・学校など地域の重要施設に対する情報格差解消、また、周波数の有効利用や電波の安全性など電波技術に関する基礎的研究などへの使途の充実強化が必要と考えます。

2. 電波利用料の料額について

◆弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」第3条にて、離島・山間部のエリアでも電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務があります。また、「災害対策法」第2条における指定公共機関として、内閣総理大臣より指定を受けております。

このため、採算の難しい離島・山間部へのエリアへは、ルーラル加入者無線局、マイクロ固定局、および地球局などを用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。

これら離島・山間部では都市部と比べ需要も極めて低く、法令等に基づく責務のある無線局としてサービス提供を行っていることから、料額算定にあたっては、引き続き減免措置を含め、現行の利用料額の据え置きを要望いたします。